

本人確認のお願い

平成 20 年 3 月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯罪収益移転防止法」）の定めに基づいて、お客さまの本人確認を実施させていただいております。

犯罪収益移転防止法の目的は、「特定事業者が顧客の本人確認等の措置を講じることにより、犯罪で得られた収益の移転を防止し、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること」となっています。

そのため、一定のお取引をいただく場合は、本人確認のため所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合は、原則、お取引をお断りさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（1）本人確認が必要な取引

- 貯金・定期積金の受入契約の締結、保護預りなどの取引を開始するとき
- 新規で共済に加入するとき、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金等を受け取るとき
- 200 万円を超える大口の現金取引をするとき
- 10 万円を超える現金によるお振込、自己宛小切手の発行株式配当金領収書、持参人払い式小切手、銀行振出小切手による現金のお受け取りをされるとき

（注）これらの取引以外にも本人の確認をさせていただくことがあります。

（2）確認事項

【法人】 名称、本店（または主たる事務所）の所在地

来店された方の氏名、住所、生年月日

【個人】 氏名、住所、生年月日等（本人以外の方が来店された場合は、その来店された方の本人確認をさせていただきます）

（3）本人確認書類

窓口で下記の本人確認書類のいずれか原本をご提示ください。なお、本人確認書類は氏名、住所、生年月日の記載があるものに限りです。

	確認日現在有効期限であるもの、作成・発行後 6 カ月以内に限るもの
法人（※①）	・ 登記事項証明書
	・ 印鑑登録証明
	・ 官公庁から発行または発給された書類、その他これに類するもの

（※①）法人の本人確認書類は、名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの。

		有効期限の定めのあるもの	有効期限の定めのないもの
個人 (※②)	1, 原本の提示 1 通で確認可能な書類 (顔写真付き 確認書類)	・個人番号カード	・身体障害者手帳
		・運転免許証	・療育手帳
		・在留カード	・運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたもの)
		・特別永住者証明書	・戦傷病者手帳
		・旅券(パスポート)	—
	・官公庁から発行または発給された書類その他これに類するもので、当該官公庁が当該個人の顔写真を貼り付けた書類で、確認日現在有効であるもの 例) 小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、教習資格認定証、国会議員および同公設秘書等の身分証明書など		
2,(a) 2 次的な 確認措置が必要な 確認書類 (顔写真なし 確認書類) 原本 2 通の提示	・健康保険被保険者証	・健康保険被保険者証	
	・国民健康保険被保険者証	・介護保険被保険者証	
	・後期高齢者医療被保険者証	・健康保険日雇特例被保険者手帳	
		・国民年金手帳(各種年金手帳含む)	
		・母子健康手帳	
(b) 上記(a) の書類原本 1 通と①～⑤の 書類原本 1 通 の提示	① 印鑑登録証明書(届出印と異なる場合) ② 戸籍謄本(抄本)(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る) ③ 住民票の写し ^(※) ④ 住民票の記載事項証明書 ^(※) ⑤ 官公庁から発行(発給)された書類のうち、①～④に類するもので、顔写真のない書類(有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは作成・発行後6カ月以内、または確認日現在有効であるもの) ※①～⑤は、作成・発行後 6 カ月以内のものに限り有効。		

(※②) 「通知カード」、「住民票コード通知書」は本人確認書類として取扱不可。